

岩手県告示第888号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成30年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
スマイル薬局新町店	共創未来せんまや新町薬局	一関市千厩町千厩字町浦192番地	平成30年9月21日
そよ風薬局一関店	共創未来一関薬局	一関市上大槻街4番46号	平成30年8月23日
ファミリー薬局東山店	共創未来東山薬局	一関市東山町松川字卯入道138番地3	〃